平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (政策要望部分)

平成30年7月27日全 国 知 事 会

【農	· 林水産関係】	
1	経済連携協定について	1
2	農業の振興について	1
3	林業の振興について	6
4	水産業の振興について	7
【商	i工労働関係】	
1	デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について …	9
2	地域経済の活性化について	9
3	中小企業の振興について	0
4	雇用対策の推進について	1
【消	· ·費生活関係】	
1	適正表示対策の拡充について	4
2	消費生活相談体制の充実・強化について1	4
【国]土交通関係】	
1	地方創生を支える社会資本整備について1	5
2	防災・減災対策の推進等について	5
3	社会インフラの老朽化対策の推進・充実について	6
4	高速道路の整備促進等について	6
5	港湾整備の推進等について1	7
6	鉄道整備の推進について	7
7	地域における交通の確保等について	
8	航空路線の維持・充実等について	9
9	観光振興対策の推進について1	9

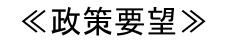
10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について ……………20

【社会保障関係】

- 1	超高断社会への対応について27	2
2	少子化対策の推進について2 :	3
3	障害保健福祉施策の推進について2	3
4	貧困対策の推進について ·······2	4
5	厳しい環境にある子どもたちへの支援について24	4
6	地域共生社会の実現に向けて2	5
7	地域医療体制の整備等について2	5
8	医療保険制度改革の推進について20	6
9	健康づくりの推進について ·······2	7
10	人権の擁護に関する施策の推進について2 2	8
11	旧優生保護法に基づく優生手術への対応について29	9
【文	教関係】	
	- 教育施策の推進について3 (O
2	地域における科学技術の振興について3 :	2
3	地域における文化芸術の振興について ······3;	3
4	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする	
	国際的スポーツイベントについて3:	3
7 T	!≠■ <i>□</i> 【	
【 垜	境関係】 地球温暖化対策の推進について	_
٥		
	自動車排出ガス対策等について3!	
3	大気環境保全対策の推進について3 ! 生物多様性保全対策等の推進について3 !	
	ヒアリ防除対策の推進について30	
5		
6	鳥獣保護管理対策の推進について3 (※会的な廃棄物・リサイクリ対策の推進について	
7	総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について3	
8	海洋ごみ対策の推進について3 8	
9	アスベスト対策の推進について3 8	ರ

	ネルギー関係】
1	資源エネルギー対策の推進について ······39
2	電力需給対策等の推進について41
【災	き対策・国民保護関係】
1	大規模・広域・複合災害対策の推進について43
2	災害予防・減災対策の推進について45
3	多様な災害対策の推進について47
4	発災後の総合的な復旧復興支援制度の確立について49
5	原子力災害対策の推進について50
6	国民保護の推進について52
【地	
1	マイナンバー制度について ·······54
2	官民データ活用の本格展開について
3	地域 I o T 実装の推進について
4	自治体クラウドの推進について
5	情報セキュリティ対策の推進について
6	地域情報化の推進について
7	地上デジタル放送に係る必要な措置について58
8	インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について59
7 1.1	
【地 1	! 方公会計・地域国際化・基地・領土・拉致等関係 】 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進
'	について
0	地域国際化の推進について
2	
3	基地対策の推進について
4	北方領土及び竹島問題の早期解決について
5	拉致問題の早期解決について
6	座礁放置された外国船舶の処理等について

7	漂着船等に対する万全な対策について
【道	· ·州制関係】
1	基本法案において最低限明確に示すべき事項について65
2	基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき
	事項について
3	道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について67



【農林水産関係】

1 経済連携協定について

日EU・EPAやTPP11など国際貿易交渉の合意に伴う、農林水産業等への 影響を継続的に検証するとともに、地域の関係者等に対して、引き続き丁寧な説明 を行うこと。

また、農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するなど、万全な対策を講ずるとともに、いかなる国際貿易交渉にあっても国内の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。

2 農業の振興について

(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」に掲げている施策を着実に実行し、農林水産業の成長産業化を一層進めること。

特に、制度の設計及び実施については、各地域の農業・農村の実情を十分に踏まえること。

(2) 新たな加工原料乳生産者補給金制度について、需要に応じた乳製品の安定供給 や酪農家の創意工夫による経営展開を推進しつつ、所得の確保などを通じて経営 安定に資する運用となるよう努めること。

また、加工原料乳生産者補給金の交付にかかる数量認定事務等に関しては、事務量の増加が見込まれることから、国において必要な予算を措置すること。

- (3) 主要農作物種子法廃止後においても、都道府県が継続的に主要農作物の種子の 生産及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地 方財政措置を確保すること。
- (4)「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。
- (5)強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や水田の畑地化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。

また、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の防災・減災対策が重要である。

しかし、これらの事業の予算は十分でないことから、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の体質強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成を講じること。加えて、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の防災・減災対策について、財政支援を強化するとともに、ため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。

さらに、地域の要望に基づくきめ細かな農業農村整備を推進できるよう必要な 予算の確保を図るとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの 導入、荒廃農地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進する こと。

(6) 土地改良区制度の見直しにおいて、准組合員などの新たな仕組みが創設されることから、現場に混乱が生じないよう十分な情報提供を行うこと。

また、具体的な運用を定めるに当たっては、土地改良区等関係団体の意見を反映するとともに、土地改良区等において新たな負担が生じる場合には、国において必要な支援策を講ずること。

(7) 経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。

さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実 情を考慮した支援策を講じること。

また、収入保険制度及び見直しが行われた農業共済制度については、農業者が無保険の状態となることのないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように引き続き周知に努めること。

(8) 30年産以降の米政策の推進に当たっては、稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため、農業経営者自らの経営判断を活かせるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ細かな情報をタイムリーに提供することや全国的な調整の仕組みなど、実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。

また、食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や飼料用米、WCS用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、必要な機械の整備を支援すること。

(9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、所要の見直し等を行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

特に、環境保全型農業直接支払交付金は、生産者が安心して環境保全型農業に

取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う 十分な予算確保を図ること。

- (10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域の農業の所得向上に資する取組等の充実・強化を図ること。
- (11)農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保 するとともに、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図るための支援策を 充実させること。

また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じること。

加えて、営農しながら本格的に経営を学ぶ場(農業経営塾)の運営が継続的にできるよう必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じたカリキュラム時間等での実施を可能とするなど、持続的な担い手づくりに努めること。

(12) 農地中間管理事業については、関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

特に、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

また、機構集積協力金交付事業及び機構集積支援事業については、制度の安定的な運用を図るとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で、十分な予算措置を講じること。

- (13) 農業委員会については、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な法令事務として位置付けられているが、農業委員や農地利用最適化推進委員などが実施する農地の有効利用を図るための支援事業に係る予算の更なる拡充に努めること。
- (14) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において、加工食品の原料原産地表示について加工業者等における取組が着実に進展するよう取り組むほか、輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。
 - ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対 策の推進
 - ・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及
- (15)農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

また、マーケットインによる農業生産を推進するための取組を支援すること。

- (16)地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に 支援するため、産地パワーアップ事業の中長期的な継続と必要な予算を確保する とともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。
- (17) 畜産・酪農の収益力強化に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター 関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予 算を安定的に確保すること。
- (18) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について、支援制度を強化・拡充すること。
 - ・口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。
 - ・家畜の埋却処分については、自己所有農地のみならず荒廃農地や農地以外の土地が埋却地となる場合もあるため、引き続き適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
 - 移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備拡大を行うことに加え、処分した大型家畜を処理装置の設置場所までウイルスを封じ込めた状態で安全に輸送するために必要な防疫資材の配備を支援すること。
 - ・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、十分なまん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - ・外国人観光客の増加に対応するため、動物検疫所の機能強化を図ること。
- (19) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善を行うこと。 また、獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度及び国家資格制度を整備すること。
- (20) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移し、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。特に、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵等の整備に対する支援は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。
- (21)東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。
 - ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査 機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行 うこと。
 - ・放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策について、全ての農業者が負

担無く効率的かつ確実に実施できるよう、吸収抑制対策事業等を基本的に国庫 負担により継続すること。

- ・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に 確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一 時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮 置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた 不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講ずること。
- ・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、 国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニ ケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に 対しても支援を行うこと。
- (22)日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、平成28年5月に策定された「農林水産業の輸出力強化戦略」に掲げる施策を着実に実行すること。特に、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準の早期設定や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動を積極的に支援するとともに、輸出を志向する農業者におけるGLOBAL G.A.P.などの国際的に通用する認証取得の拡大に向けて戦略的に取り組むこと。

- (23) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。
- (24) 燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、施設園芸等燃油価格高騰対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

(25)農林水産業の6次産業化や食育及び地産地消運動を着実に推進するため、「食料産業・6次産業化交付金」及び「6次産業化サポート事業」の拡充・強化を図ること。

特に、国が認定する「総合化事業計画」の作成を促進するための支援体制整備や同計画を円滑に推進するための施設整備等に必要な財政措置の更なる拡充を図ること。

(26) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、GLOBAL G.A.P等の認証取得が条件となる取引拡大が予想されるため、GAP認証を取得する産地の拡大に向けた取組の継続実施のほか、取組のメリットや、実需者の取引意向に関する情報提供を行うこと。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図るとともに、都道府県GAPについても、指導員の育成や制度の運営等の支援措置を継続拡充すること。

(27) 増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、 地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)の中長期的な継続と必要な予算を確保 すること。

3 林業の振興について

(1)森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)については、地方の意見を踏まえて、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

また、地方財政計画において、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に要する経費を適切に計上するなど、森林経営管理法で定める森林の経営管理の仕組みが円滑に機能するよう万全を期すこと。

- (2)森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業並びに非公共事業である森林病害虫等防除事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
 - ・間伐や伐採後の植栽、路網の整備など、適切な森林整備や松くい虫の防除対策、 ナラ枯れ被害対策を推進するための施策及び予算の充実
 - ・山地災害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実
- (3) 林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。
 - ・間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、 木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組へ の支援の充実と十分な予算確保
 - ・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
 - ・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化を促進する施策の充実
 - 適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業体や人材の育成・ 確保に向けた施策の充実
 - ・CLT等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向けた、建築関係基準の 拡充や、建築士等の技術者の育成、広報活動、実証的建築への支援などの施策 の充実

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国際博覧会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信
- (4)森林法改正により措置された林地台帳制度については、林地台帳及び地図の公表や情報提供、データベースの更新など、業務量の増加が見込まれることから、地方財政措置や国庫補助事業の継続など、必要な経費について十分な予算措置を講じること。
- (5) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、 万全の措置を講じること。

また、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除を認めるなど柔軟に対応すること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成について補助率 1 / 2 を維持するなど施策を長期にわたり継続するとともに、原木として利用できない立木の財物補償については、汚染実態に即して対象地域を拡大すること。

(7) 大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個別に判断が出来 るよう林地開発や撤去等における基準や関係法令を整備すること。

4 水産業の振興について

(1)「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

- (2)漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティネットのさらなる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。漁業用燃油について、恒久的な免税等の措置が図られるよう法整備を行うこと。また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めること。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産

物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

- ・竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、 日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な 資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
- ・日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
- ・ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、 操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア水域のさけ・ます流し網 漁業について、ロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁 業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
- ・排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化すること。
- ・近年、北太平洋公海域では外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源減少が懸念されていることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- ・太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
- ・パラオ共和国等、南太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続で きるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋への流出により、 水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、海洋汚染や水産業への被害が拡 大することのないよう、万全の措置を講じること。
- (5) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、 各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不 安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から 経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁 家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備する こと。
- (6) 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、 漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水 産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現に ついて

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められ、我が国の景気は緩やかな回復基調が続いている。

しかし、特に、中小企業や小規模企業者は、まだアベノミクスの効果を十分に実 感できていない状況にある。また、米国の保護主義的な経済政策運営や新興国経済 の行方、英国のEU離脱交渉の展開など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本 市場の変動について引き続き留意する必要がある。

また、2019年10月に消費税・地方消費税率の8%から10%への引き上げ時には、国内の消費が冷え込み、地域の経済・雇用に大きな打撃を与える恐れがある。

こうした中、我が国が、デフレからの完全な脱却と持続的な経済成長を実現する ためには、今後も大胆な金融・為替政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来 の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視しつつ、「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を実施するとともに、名目GDPを高めることを目指した日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

政府においては、地方創生と持続的な経済成長を実現するため、「国家戦略特区」による「岩盤規制」の改革及び高い経済効果が認められる特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。また、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置、地域独自の取組ができるよう一層の地方への権限移譲などを講じること。

2 地域経済の活性化について

- (1)地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、 国の経済財政諮問会議や未来投資会議など、経済財政政策について検討する機関 に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、 地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2)総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化のため、法人税軽減の適用対象設備等について取得価額の下限額を引き下げ、対象範囲を拡大すること。地域活性化総合特区についても、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、法人税について軽減すること。

(3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。

また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。

(4) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

3 中小企業の振興について

(1) 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

また、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や地域の実情を踏まえた業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの 支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点 から保証料率・保険料率のあり方を検討すること。
- (3)地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実するとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)」を継続的に実施すること。

加えて、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」については、当 初予算で措置するなど継続して予算を確保すること。

また、現在の金利情勢では運用益が減少することが見込まれることから、中小企業による地域資源を活用した新事業展開(地域活性化・農商工連携)を支援する地域中小企業応援ファンドについて、柔軟な対応が行えるよう機能を拡充すること。

- (4) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかり反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。
- (5) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき商

工会及び商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。

また、経営発達支援事業の実施に伴い必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

- (6) 中小企業高度化資金(高度化事業)について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、金融機関保証の利用促進などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対する対策を講じること。
- (7) 内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル 人材戦略拠点事業(従来事業)」については、平成29年度より「地方創生推進 交付金」(予算措置1/2)の対象事業とされているが、国の委託事業として始 まったという経緯を踏まえ、国において、全額財政措置を行うこと。
- (8) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対する支援措置をより一層充実すること。
- (9) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成、個人事業者の事業用資産にかかる負担軽減措置等の税制の拡充など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

4 雇用対策の推進について

(1)地方が地域の実情に応じて、良質で安定した雇用を創出するためのプロジェクトや多様な人づくり、柔軟な働き方の推進に積極的に取り組めるよう、自由度の高い新たな交付金の創設や、海外からの需要を取り込み、雇用を創出する事業を対象とするといった内容の拡充など支援を充実させること。

また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。

(2) 中小企業と若者の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、新入社員や企業に対する定着支援も充実すること。

(3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポート ステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を 防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

特に地域若者サポートステーション事業については、安定的な支援体制が確保できる財政措置を行うこと。

- (4) 中高年層の無業者やひとり親家庭等が経済的困窮に至らないようにするため、 親族支援も希薄となる中高年層に対する重点的な就労支援策ならびに就労訓練修 了者やひとり親の雇用・就労支援に積極的な企業に対する税制上の優遇措置、各 種助成金や就労支援制度の拡充等により、就労支援を強化すること。
- (5) 労働移動支援型への政策転換に当たり、雇用調整助成金など雇用の維持・安定 政策の後退による失業者が生じないように措置するほか、十分な再就職支援策を 講ずるとともに、地域の雇用の場を確保する施策の充実を図ること。

また、雇用制度改革等の検討に当たっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業が多く、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にある地域の実情に十分配慮し、 雇用環境の改善を推進すること。

- (6)離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに対応し、特に人手不足が生じている職種や中小企業が必要な人材を確保するためにも、委託単価の設定や就職目標等について弾力的運用を図ること。
- (7)企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、専門人材の確保をはじめとする企業の主体的取組への支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (8) 非正規労働者の正規雇用化や、有期契約労働者の無期転換が円滑に進むよう対策を講じるとともに、同一労働同一賃金の実現などの処遇改善策の充実を図ること。

併せて、労働者の状況に応じた、多様な勤務形態を選択できるよう環境整備を 行うこと。

- (9) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心し希望をもって、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用等女性の活躍につなげるための施策の充実を図ること。
- (10) 65歳以上の高齢者の多様な就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大 のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・ 就業対策を充実すること。
- (11)企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援する体制の強化や人材の育成、障害

者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等(調整金、報 奨金の基準緩和等)により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに 応じた雇用維持支援策の充実を図ること。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている 難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、 雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する こと。

- (12) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認 定職業訓練制度など、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の 拡大を図ること。
- (13) 国においては、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進している。統計調査結果は地域経済情勢を把握するための証拠として重要なものであるが、「毎月勤労統計調査」において、調査対象事業所の入替の結果、調査結果が入替前までの数値と著しい段差を示すなど、時系列比較に支障が生じているため、調査方法の改善や調査結果の分析における工夫等の対応を図ること。

【消費生活関係】

1 適正表示対策の拡充について

- (1)「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、都道府県知事に委任された 事業者に対する法第29条第1項の報告の徴収及び立入検査等の権限については、 法第7条第1項に規定する「措置命令を行うために必要があると認めるとき」だ けでなく、「都道府県知事が必要あると認めるとき」にも行使できるようにする など、調査権限の拡充を図ること。
- (2) 「不当景品類及び不当表示防止法」第5条第1号に定める優良誤認表示では、 平成26年3月に食材の表示について「ガイドライン」が示されたところである が、具体的事例も限られており、基準等が明確になったとは言い難いものである。 全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示 等については、今後も随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実する こと。
- (3)健康食品における虚偽・誇大広告に対し、迅速かつ実効的な法執行を行うため、 都道府県の執行実態を把握した上で、健康増進法においても、「不当景品類及び 不当表示防止法」に規定されるような「不実証広告規制」の導入を検討すること。

2 消費生活相談体制の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保すること。

また、地方消費者行政強化事業については、補助率の嵩上げや使途の拡充など制度の改善を図ること。

併せて、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を 行うこと。

【国土交通関係】

1 地方創生を支える社会資本整備について

地方創生に向け、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独 自性を持って地方版総合戦略等を策定し、その実現に取り組んでいるところであり、 加えて国の取組が車の両輪となって、地方創生から日本創成への道筋を確固たるも のとすることが重要である。

地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・公園・下水道等をはじめとした社会 資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活発化させ、地方に活力と魅力 をもたらすものである。

こうした中、今年5月の「新たな財政健全化計画等に関する建議」において社会 資本は概ね完成の域に達しつつあると示されたが、地方においては全くその実感は なく、未だに高速道路等のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存 在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

このため、「地方創生回廊」の実現に向け、多軸型国土を形成するとともに、人 や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進す ること。

また、ラグビーワールドカップ 2019[™] や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツ大会を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

そのために必要な予算総額を確保するとともに、補助制度の拡充を行うこと。

2 防災・減災対策の推進等について

(1) 地震や豪雨等による災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、 国民の生命・財産を守るためには、自然災害の未然防止や被害の軽減対策が重要 な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や熊本地震、 九州北部豪雨や平成30年7月豪雨をはじめとする近年のいつどこで起きてもお かしくない自然災害に対応できるよう、国土強靱化基本計画等に基づき、道路・ 河川・砂防・港湾・海岸等の防災・減災対策や住宅・建築物・鉄道施設・下水道 施設等の耐震化、加えて発災後の迅速な復旧復興を支援する公園等防災拠点の整 備や円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路における無電柱化等を重点 的、計画的に推進すること。

さらに、施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のため改良復旧事業の要件緩和など必要な措置を講じ、強 靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

また、今年2月の北陸地方における大雪等を踏まえ、国においても予防措置や 被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとして取組の推進を図るこ と。

- (2) 防災・減災対策をはじめとしたあらゆる施策を支える基盤となる社会資本整備 予算の総額を確保すること。特に、地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進め られるよう、緊急防災・減災事業の恒久化や起債制度の拡充を図るとともに、地 域の実情を踏まえた緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速する新たな予算 枠を創設すること。
- (3)港湾機能の強化や高速道路等のミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うためには、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。そのため、道路・河川・港湾等はもとより、未普及対策や雨水対策に重点化する方針が打ち出された下水道についても、今後、増加が見込まれる維持管理・更新に必要な予算、並びに点検結果を踏まえた必要な財源を安定的・継続的に確保すること。加えて、交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、起債制度の拡充など、地方等へ確実な財源措置を図ること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成などを含め、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

4 高速道路の整備促進等について

(1)全国 14,000 kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、未開通区間の早期整備、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。

また、高速道路の暫定 2 車線区間は、速度低下や災害時・積雪時の通行止等に加え、正面衝突事故の発生など、定時性や安全性にも課題があり、その解消のため、無料区間における有料道路事業の活用も含め、4 車線化を推進すること。あわせて事故対策や逆走防止対策等も含め、高速道路の総合的な安全対策を計画的に推進すること。

(2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、スマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等について、補助制度の活用等により地方への十分な財政支援を行うこと。

- (3) 高速道路料金については、これまで首都圏及び近畿圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入されたところであり、その効果検証を進めること。また、利用者ニーズや必要なネットワーク整備のスピードアップも考慮し、中京圏をはじめとする地方においても、引き続き料金体系の見直しを進めること。
- (4) 高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路についても、整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されてない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ大規模災害の備えとしての観点から、また、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点から、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って整備を図ること。
- (5) 重要物流道路及びその代替・補完路については、地域高規格道路等の既存ネットワーク計画の見直しを含め、地方の意見を十分に反映して指定すること。 また、該当道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政 支援を行うこと。

5 港湾整備の推進等について

- (1) 我が国の成長力・国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路はもとより、農水産物の輸出促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。
 - また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。
- (2) 外国人旅行客数が大きく増加する中、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊を可能とする環境整備等を推進すること。
 - また、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。
- (3) 大規模地震や津波等の災害時に津波防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。加えて、 民有護岸等の改良に対する支援制度の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

(1)活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあ

り方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担 改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」(平成27年1月14日 政府・ 与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。)に基づき、早期完成・開業を 図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与 党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急 に検討し、所要の対策を講じるほか、並行在来線の経営分離については、地方公 共団体の意向を十分尊重すること。

(2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新 幹線やフル規格による北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想の具体化、 青函共用走行問題の抜本的解決及びフリーゲージトレイン(軌間可変電車)の実 用化について、早期実現を図ること。

加えて、政府・与党申合せに基づき、整備新幹線の整備が進捗していることも 踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げするなど新幹線 の整備促進を図ること。

(3) 国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道の高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄軌道の新規整備を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

(1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、少子化の進展による通学利用者の減少や高齢者の移動手段確保など多様な問題を抱えているほか、地域鉄道の公有民営化が進むなど、地方公共団体の公共交通への関与の度合いが高まっている。地域公共交通の将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じるとともに、補助制度の見直しについては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。

また、第三セクター鉄道をはじめ、地域公共交通を運行する事業者の経営基盤は脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な点検や投資に対する支援策を充実すること。さらに、地域公共交通の維持・確保に資する、自動運転やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。

- (2) 交通行政について国と地方の役割分担を明確にした上で、地域が主体となって 公共交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源の移譲を引き続 き進めること。
- (3)公共交通機関の利便性向上を図るため、交通系 I Cカードの導入やエリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環

境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実すること。

- (4) 内航フェリーやRORO船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しなどに起因して、引き続き厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。
- (5) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、 バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施し ている「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保 対策を徹底すること。

8 航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには 我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後 の復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能 なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実及び空港機能の強化につ いて適切な対応を図ること。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、チャーター機等の安全かつ円滑な受け入れについて、地方空港の利活用の検討を主体的に進めること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日外国人旅行者の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 平成 29 年に訪日外国人旅行者数が過去最高を記録したが、自然災害による影響を受けた地域の回復、訪日外国人旅行者の今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策及び安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信や、2020年度までとなっている訪日誘客支援空港の支援策の拡充や支援の継続、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図るなど、積極的な対策を実施すること。
- (3) 国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、 特に、急速に増加するアジアなどの訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観 点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。

このため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立に対する支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制

度の構築を図ること。

また、「住宅宿泊事業法」に係る新たな制度の適切な運用に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、宿泊施設・文化施設等の観光施設のキャッシュレス環境整備、災害時の情報伝達など緊急時の対応、観光人材の確保・育成などの環境整備に取り組むこと。

- (4) 観光業は地域経済を支える重要な産業で、その中核施設である旅館・ホテルは 災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に 伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、補助事業の適用期限の延長や 特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工 法の情報提供など総合的な支援策を講じること。
- (5) 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの創設等を支援するとともに、快適な旅行環境の創出や観光地における渋滞解消等のための対策を推進すること。
- (6) ラグビーワールドカップ 2019[™]、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技 大会やワールドマスターズゲームズ 2021 関西をはじめとする国際的なスポーツ 大会の開催を、訪日外国人旅行者の全国各地への誘導を通じた地域経済活性化の 好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周 遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」 を積極的に講じること。
- (7) 平成31年1月7日からの施行に向けて「国際観光旅客税」が創設され、観光立 国や地方創生の推進に大きく寄与することが期待されている。

政府目標では、地方部での外国人延べ宿泊者数を 2030 年までに 2015 年の 5 倍超とするとされていること、また、DMO等の取組も含め、これまでも地方は、観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1)過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立 的発展を図るため、地域の主体的な集落対策の推進、産業振興及び雇用の確保に よる地方への移住・定住の促進、美しい自然環境や文化の維持など、各省庁が連 携して、地域の振興施策を推進すること。
- (2) 昨年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に 係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、 我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、

課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見 直しを行うこと。

また、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

【社会保障関係】

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されている。持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方においては、それぞれが地域の実情を踏まえ、工夫を凝らしつつ、生活の質(QOL)の向上を図りながら社会保障に係る負担の適正化を図る取組とともに、働きながら子育てしやすい環境づくりなどの働き方改革や若者の就労支援など「支える側」を強くするための取組が行われている。全国知事会としては、こうした各都道府県の先進・優良事例をお互いに学び、幅広く横展開する取組を開始することとした。

国においては、都道府県が地域における「予防・健康・医療・介護」に係る幅広い役割を担う「保健ガバナンスの強化」を求めているが、国としての責任ある立場を強く自覚し、現実に生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することがないよう、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について適切かつ真摯に対処するよう要望する。

また、社会構造の変化にも対応しながら、全世代型の社会保障制度を構築していく中において、平成31年(2019年)10月に実施される消費税率引上げによる増収分については、社会保障の充実・安定化に向けた財源に確実に充当するとともに、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ(以下「政策パッケージ」という。)」の実施に際しては、地方と十分に協議し、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保されるよう、併せて要望する。

1 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、引き続き基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

(2) 持続可能な介護保険制度に向けて

保険者機能強化推進交付金の財源として調整交付金を活用することが検討されているが、調整交付金は、保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで標準化するために交付されるものであることから、保険者機能強化推進交付金は調整交付金とは別枠で措置すること。

また、消費税率10%への引上げに際しては、「社会保障・税一体改革」による第1号被保険者の保険料に係る低所得者軽減強化を確実に実施すること。

(3)介護人材の確保

「政策パッケージ」に介護人材の処遇改善が盛り込まれているが、介護人材の確保は依然厳しい状況にある。引き続き、介護職への理解促進とイメージアップを図るとともに、多様な人材(外国人を含む)の確保対策やキャリアパスの確立等による介護サービスの質と量の確保、さらにはロボット技術・ICTの活用等による業務の効率化等による介護従事者の負担軽減に向けた実効性のある施策を強力に推進すること。

2 少子化対策の推進について

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・ 出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生 まれ育つことができるよう、地域少子化対策重点推進交付金や不妊治療への支援、 子育て世代包括支援センターへの財政支援など子ども・子育て支援施策等の更なる 充実・強化を図ること。

「政策パッケージ」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備や、 認可外保育施設及び一時預かり事業等を含めた幼児教育・保育の無償化等の実施に 当たっては、地方自治体に実質的な負担を新たに生じさせることなく、国の責任に おいて着実に推進すること。

また、保育士等の確保も厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等の確保が必要となることから、引き続き処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するほか、保育の質を確保するための研修体制整備等に対する支援の充実を図るとともに、処遇改善加算の認定事務の簡素化や施設整備交付金の一本化などを進めること。

さらに、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子世帯に有利な税制等を構築するほか、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消と合わせて利用料を無償化するなど、より一層経済的負担の軽減を図ること。

あわせて、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの 医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

加えて、日本版「パパ・クオータ制」の導入の検討も含めた育児休業制度の拡充など、男性の家事・育児参画の促進と、出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みの構築など、キャリア形成に対する支援の拡充を図り、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

3 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等について

改正障害者総合支援法が平成30年度から完全施行されたが、施行状況 を踏まえた運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

また、医療的ケアが必要な障害児への支援や地域の実情を踏まえた福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

あわせて、社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する 十分な財政支援措置を講じること。

さらに、手話言語法の制定など、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

(2)精神障害者の地域生活支援について

各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう、平成30年3月にガイドラインが示されたところであるが、都道府県等の円滑な運用に向けて必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。

また、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

4 貧困対策の推進について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度が順次施行されていくが、その施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する 影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

<u>5 厳しい環境にある子どもたちへの支援について</u>

平成27年12月の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡大を含め、施策の充実のために必要な財政措置を講じること。

とりわけ、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果」において、母子世帯の依然として厳しい経済状況が明らかとなった。養育費にいたっては、母子世帯の約4分の1しか受けていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じられたい。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「政策パッケージ」においても高等教育の無償化が盛り込まれているが、「貧困の連鎖」を断ち切る手段として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引上げを図るなど引き続き必要な支援を行うこと。

また、増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、平成31年度(2019年度)が最終年度である「児童相談所強化プラン」及び「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」での議論を踏まえ、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。とりわけ、児童心理司については、政令により配置基準を定めること。

さらに、都道府県は、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた都道府県計画の 見直しを進めているところであるが、このビジョンの理念の実現に向けて必要な財 源を確保するとともに支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性 について広く国民に対し周知すること。

6 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、国において地域課題の解決力強化のための体制整備・普及のための支援方策に係る検討を行うに当たっては、真に必要な公的支援を 地域住民に肩代わりさせることのないよう留意するとともに、十分な財源措置を行 うこと。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する地域生活定着促進事業に基づく取組についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、再犯防止推進計画の具体的内容を明確にし、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

さらに、内閣府が中高年のひきこもりに係る実態調査を行うが、調査の結果を十分に分析した上で、39歳以下も含め当事者の状況に応じた支援体制の構築や地方の支援の実施等に係る必要な支援等を行うこと。

7 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

また、自治体病院等については、救急医療・へき地医療など地域において重要

な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実 を図ること。

さらに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、平成30年度税制改正 大綱において、「平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総 合的に検討し、結論を得る」とされたが、患者負担の増加や医療機関の経営実態 等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、速やかにかつ確実に対 策を講じること。

(2) 医療人材の確保

国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医療人材の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。なお、改正医療法において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれているが、制度の施行に当たっては、都道府県と十分に協議すること。

また、改正医師法により臨床研修病院の指定は都道府県知事の権限で行うこととなったが、全国的な医療の質の担保のためには、国の関与が必要不可欠であることから、指定基準の提示等都道府県に対する技術的支援を講じること。

さらに、平成30年度から開始された新たな専門医制度については、サブスペシャルティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。

あわせて、各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援すると ともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(行政備蓄)について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄(流通備蓄)を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

8 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度について

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度の改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化が図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、平成31年度以降もその機能を引き続き維持すること。

さらに、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じるとともに、すべての子ども、重度心身障害者(児)、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

また、後期高齢者医療制度における窓口負担については、各保険者からの意見も踏まえたうえで、制度設計者である国の責任において、必要な医療へのアクセスが阻害されることのないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

加えて、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

(2) 医療費適正化の推進について

医療費適正化の推進については、国はその役割と責任を果たした上で、都道府県が保険者協議会を通じて、医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県におけるデータ分析・活用のための環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。特に、保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営や事業に要する財政措置を講じること。

また、国保レセプト情報等については、都道府県が保険者として住民の健康増進等のために活用できるよう、法的に位置づけること。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

9 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

日本健康会議において採択された「健康なまち・職場づくり宣言2020」を 受け、政府において具体的な施策を検討されているが、地方自治体における自発 的な取組につながるよう、地方の意見を十分に聞くこと。

受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

国においては、2020年の保健医療プラットフォームの本格稼働を目指し、データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう人材育成等に係る支援を行うこと。

(2)疾病予防対策の推進

難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の 拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

また、第3期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直したところであるが、効果的・効率的な受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。あわせて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

加えて、部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策(相談体制の充実、教育・啓発、実態調査)について、その内容や国と地方の役割分担の考え方、スケジュール等を早急に明らかにするとともに、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館事業の充実に対する支援を含め、実効性のある対策を講じること。

これら、新たに法が制定された人権問題はもとより、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、LGBT等への理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところである。これらの法整備を進めてきた国において、その責任を果たすよう、予算の充実確保や普通交付税・特別交付税の措置など、必要な財政措置等を行うこと。

11 旧優生保護法に基づく優生手術への対応について

旧優生保護法下で実施された本人の同意を要しない優生手術は全国で約 1 万 6,000 件あまりにも上る。国においては、統一的な方針のもと、優生手術の状況について、早急に民間の施設等を含めた実態の把握に努めるとともに、各都道府県等に対する「旧優生保護法に関連した資料等の保有状況等調査」の結果等を踏まえ、国の責任において、速やかに必要な救済措置を講じること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1)第3期教育振興基本計画の推進、新学習指導要領の円滑な実施、少人数教育や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、地方が全力で取り組んでいる地方創生において、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ・不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加への対応や教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。

学校教育法施行規則の改正により規定されたスクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー及び部活動指導員と教員の連携体制の充実を図るため、これ ら専門ス タッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

また、教員の子供と向き合う時間や授業の質を高めるための教材研究の時間などを確保するため、統合型校務支援システム導入など学校現場における業務の効率化及び適正化のために必要な取組みを推進するとともに財政支援の拡充を行うこと。

(2) 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化を、その 財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するとともに、所得の判断基準 の在り方や支給月数の制限、単位制高校進学者に対する支給制限などの問題に対 応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得者に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

なお、マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みとせず、 都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築すること。

さらに、高校生等の修学機会の確保のため、都道府県による授業料等減免事業 への財政支援の拡充を行うとともに、私立小中学校の児童生徒に対する経済的な 支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行 い、恒久的な制度化及び充実を図ること。

- (3) 乳幼児期において身に付けた非認知的能力、語彙、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の充実を図ること。幼児教育・保育の無償化については、地方公共団体に新たな実質的負担を生じさせることなく、国の責任において、着実に推進すること。
- (4) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、い じめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進す るため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (5) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の 育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることを 踏まえ、以下の点に配慮した施策を行うこと。
 - ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、 安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や公立大学に おける地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を 図ること。
 - ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に定着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組を支援する私立大学等改革総合支援事業の対象校数の増加や予算規模の拡大等を検討すること。
 - ・平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容や例示等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするとともに、対象者数を拡充すること。 あわせて、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
 - ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金や無利子奨学金の給付額の引き上げ、学校推薦枠の配分など運用方法の弾力化など制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。さらに、真に支援が必要な子供たちに対する高等教育の無償化について、実施体制の構築に際し、国と地方の役割分担や負担の在り方を整理するに当たっては、地方公共団体と十分協議するとともに、国の責任において、地方負担分も含め必要な財源を確保すること。
 - ・実践的な職業教育を行う専門職大学等については、地域の実情に合わせて柔軟に運用できる設置基準の設定、地域的にバランスの取れた設立や既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意するとともに、既存の学

部における専門職学科の新設が可能となることから、大学の機能充実に十分配慮の上、設立や運営に関する財政支援策を含め、制度の運用を図ること。

(6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化(非構造部材を含む。)と老朽化対策を進めるため、補助要件を満たす事業については、着実に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画(個別施設計画)に基づく点検・診断や改修に係る地方債制度の拡充など地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、平成30年度までとなっている私立学校施設の耐震改築事業費補助制度を拡充、延長するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。

また、耐震化等以外の、トイレや空調設備など、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

さらに、既存のブロック塀をはじめとする建物以外の工作物の安全対策に必要な財政措置を行うこと。

- (7) 学校の教育活動におけるICTの積極的な活用がますます求められている中、 学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対 策を講じることが不可欠である。学校の情報セキュリティ対策を強化するため、 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を早急に 講じることができるよう、必要な財源措置を確実に講じること。
- (8) 学校図書館・公立図書館を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料の購入に係る国の財政支援を拡充すること。
- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会を推進すること。また、国民 体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費につ いて、応分の負担を行うこと。

<u>2 地域における科学技術の振興について</u>

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、 その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するな ど、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域を創設する こと。
- 広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に

3 地域における文化芸術の振興について

(1)地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、文化財保護法が改正された。

国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」、市町村の「文化財保存活用地域計画」の策定について、地方公共団体に策定方針を示すなど情報を提供するとともに、 大綱等の策定や施策の実施に要する費用に対し、財源措置を拡充すること。

(2) 地域における文化芸術及び歴史文化資源の情報発信の拠点となっている文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を拡充すること。

<u>4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする</u> 国際的スポーツイベントについて

- (1)東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ 2019™、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。
- (2) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントの競技会場の整備等、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (3) 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技をはじめ障害者スポーツに関する積極的な広報を推進すること。
- (4) 2020年に向け、日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。

(5) 海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。

【環境関係】

1 地球温暖化対策の推進について

2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国内における低炭素社会への取組を加速させるため、地球温暖化対策計画に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

また、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画 の策定や実行、地域気候変動適応センターの運営等について、国において十分な財 源措置を講ずること。

2 自動車排出ガス対策等について

(1) 自動車からの環境負荷低減に関しては、低公害・低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

特に、都市部だけではなく地方も含め、全国的な普及を図る観点から、充電及び水素供給インフラ整備に対する補助制度を充実させるとともに、利便性の向上を図るため、高速道路におけるインフラ整備等の促進に努めること。

(2)自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう、新たに創設された「大気環境配慮型SS認定制度」の普及拡大など、引き続き必要な措置を講ずること。

3 大気環境保全対策の推進について

(1)微小粒子状物質(PM2.5)については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、平成27年3月に微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方の中間取りまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたところである。

国民の健康への不安の解消を図る必要があることから、以下の対策を着実に実施すること。

- ・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の高度な解析を行い、総合的かつ広域的な対策を講ずること。
- ・大陸からの越境大気汚染に対しては、実効性のある対策が講じられるよう技術協力を強化すること。
- ・常時監視体制の更なる強化のための都道府県の負担について、必要な支援を行うこと。
- ・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循

環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を定めること。

- ・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

4 生物多様性保全対策等の推進について

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約 国会議(COP10)において採択された「愛知目標」の達成に向け、「生物多様 性国家戦略2012-2020」の見直しを行う際には、施策の充実を図り、かつ、 地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよ う必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を 図るとともに、希少な野生動植物の保護と外来種による被害防止に関する対策を進 めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

<u>5 ヒアリ防除対策の推進について</u>

攻撃性が強く、人体にとって危険な生物である特定外来生物ヒアリの海外から国内への侵入を確実に水際で阻止するとともに、万一の侵入・定着・分布拡大時の緊急防除に備えた早期発見技術の向上やヒアリ防除システムを緊急に構築すること。

また、ヒアリの予防、発見から防除については、国が主体となり、関係地方公共団体とより緊密な連絡調整の下、財政支援を含めた継続的な対策を講ずること。

6 鳥獣保護管理対策の推進について

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、高山植物の食害等の自然生態系への影響も発生している中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保するとともに、鳥獣管理の一層の促進や担い手の育成、捕獲個体のジビエ等の利用拡大を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の一層の増額を行うとともに、特別交付税措置及び鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の特例措置を引き続き講ずること。

7 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1)廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、 市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしてい る地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて 実効性のある処理促進策を実施すること。
 - ・高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、法に定めるJESCOの各事業所の処分期間内で、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。また、JESCO北九州の担当する保管場所の所在する区域(中国、四国、九州、沖縄)の高濃度PCB廃棄物のうち、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等については平成30年3月31日で処分期間が終了したが、期間までに処分できなかった廃棄物については、特例処分期限日(平成31年3月31日)までには確実に処理するよう国は対策を強化するとともに、特例処分期限経過後の違反に対する具体的な対応策を示すこと。
 - ・「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。特に、行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
 - ・低濃度 P C B 廃棄物の処理について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、 処理体制の充実・多様化を図るとともに、正確な全体像を明らかにすること。 また、期限内の処理を確実に行うため、処理費用等に対する助成制度を創設す ること。
 - ・さらに、使用中の低濃度 P C B 含有製品をはじめ法で明確に使用廃止期限が定められていないものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
 - ・PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用 した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。
- (3)近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。このため、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

(4) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。また、G 7 富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子廃棄物(E-Waste)の管理など、資源効率性向上・3 R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

8 海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、漂流・海底ごみの回収・処理等への支援制度については、平成27年度以降地方負担割合が増嵩していること等から、十分な予算を確保するとともに恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合には、支援制度の上乗せ等の特別措置を講ずること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海洋ごみの回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっているマイクロプラスチック(微細なプラスチック)ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を講ずること。

9 アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制対象に石綿含有成形板等の追加、アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成など、国の責任においてアスベスト対策の充実・強化を図ること。

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれることから、飛散性アスベストに限らず解体等工事が予定される建築物等のアスベストの有無についての事前調査やその除去等を行うための、建築物の所有者等に対する助成制度を創設するとともに、解体等工事が予定される建築物等のアスベストの有無について、調査者に資格要件を設けるなど、検査結果に対する信頼性の向上を図ること。

また、地方公共団体に対しては、石綿漏洩監視等に関する技術講習会等の実施や 監視に要する費用に対する十分な財政措置を実施すること。

加えて、石綿健康被害救済制度の見直しが生じた場合、地方公共団体に費用負担を求めないこと。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や再生可能エネルギーの大幅な増加など脱炭素化に向けた世界の動向を踏まえ、長期エネルギー需給見通しについて今後の具体策を明らかにした上で、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、 国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) エネルギーシステム改革の着実な実行

電力及びガス市場の自由化に向けたシステム改革については、電力及びガスの 低廉かつ安全で安定的な供給を大前提として、へき地や離島を含めたユーザーの 利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出 を促す制度設計を行うこと。

また、温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握 できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績等の情報について、 国の主導により開示する仕組みを作ること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を 創出できるよう、廃炉プロセス完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経 済停滞に対する財源を確保すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、意欲的な導入目標を設定するとともに、

「固定価格買取制度」の適切な運用、情報開示の徹底、規制緩和、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進

等の措置を講じ、導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達し、新たな再生可能エネルギー発電 所設置の障害となっている現状を重く受け止め、速やかな系統連系対策や出力変 動対策の強化による接続可能量の更なる拡大、発電量の正確な把握のための基盤 整備や系統運用方法の見直し等を推進すること。

なお、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを早期に構築すること。特に、太陽光発電事業については、現在、環境影響評価法の対象となっていないことから、速やかに、同法の対象とすること。

また、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任を持って事業者を指導すること。さらに、関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認すること。

また、「固定価格買取制度」終了後、事業者の経営破綻時などにおいて、太陽 光パネルや風力発電設備等が放置されるおそれがあることから、管理及び撤去、 処分が適切かつ確実に行われる仕組みを作ること。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力がその規模に応じたFIT電気を調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電 池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保 のための環境整備を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「エネルギー基本計画」において、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されると位置付けられた水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、「水素基本戦略」に基づく技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、インフラ

の整備等を着実に進めること。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる 水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備等に対する補助対象 地域要件を撤廃すること。また、全国の公共交通機関における燃料電池バスの導 入促進に向けて、国庫補助率の引き上げを行うなど、支援を強化すること。

さらに、再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体と十分連携するとともに、先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向けた取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じるとともに、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」に基づく促進区域の指定にあたっては、既に地域で先行して進められている取組に十分に配慮するとともに、地方自治体の意見を尊重すること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、地域間連系線等の広域的な電力系統の強化、天然ガスの広域的なパイプライン網の整備、天然ガスの国家備蓄対象化、石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用、燃料電池自動車による V2X の普及促進等、エネルギーに係る多様なインフラ整備、広域的な燃料供給体制について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に取り組むこと。

2 電力需給対策等の推進について

(1)電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直し等、引き続き実効性のある節電

対策を講じること。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、省エネ性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネ改修等に対する支援を継続・強化すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

南海トラフ地震・首都直下地震をはじめ、いつどこで発生するかわからない大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の 30 年以内の発生確率は「70~80%」に引き上がり、首都直下地震等も含め、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から8年目を迎えても、全国の避難者数は依然多数に上り、復興に向けたまちづくりや住宅 再建は道半ばの状況にあることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

このため、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据えた対策 の強化・充実を図ることが急務となっている。

ついては、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民 等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができる よう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 災害への備えから復旧・復興までを担う「防災省(仮称)」の創設等

大規模災害に備えるためには、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までを担う「防災省(仮称)」の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化をめざし、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

また、防災・減災対策を着実に推進するため、当初予算において十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、補正予算においても積極的に措置すること。

さらに、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和 など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応 じた柔軟な対応を図ること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

(4) 南海トラフ地震・首都直下地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び 予算措置

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び 津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図 られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策 の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能 向上に係る予算措置等を図ること。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな財政支援制度を創設すること。

さらに、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始される中、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、地域で迅速、適確な対応が可能となるよう、早急に新たな防災対応に関するガイドラインや仕組み等を示すこと。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療 救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震が発生すると、広範囲で多数の負傷者が発生するなど、医療需要が急増する一方、供給面をみると、水道や電気、ガスなどのライフラインの寸断や医療機関の損壊等により医療の供給が急減する。その際には、地震の揺れや津波などにより道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、定量的な分析を十分に行い、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、医療機関の耐震化や資機材の整備、人材確保、医療従事者を孤立地域へ運ぶ仕組みの構築など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政面を含めた支援を一層強化すること。

また、全国的に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT) のチーム数を増やし、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制 の構築や、孤立地域に医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制の整備など、被害想定を踏まえながら国を挙げて人的・物的支援機能を強化すること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

特に、熊本地震の教訓を踏まえ、支援物資の調達・輸送・配分などの情報を国、 地方公共団体、民間事業者が共有し、連携して物流管理を行う仕組みを早急に構 築すること。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保や法制化等も含めて制度構築すること。また、「被災市区町村応援職員確保システム」の全国自治体への十分な周知と円滑な運用を図ること。さらに、同システムに基づく応援に留まらず、応援した自治体へ十分な財政措置を行うこと。

また、被災地での高齢化やマンパワー不足を念頭に、介護職員やボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) ICTを活用した広域応援・受援体制の構築

携帯電話位置情報等のビッグデータを活用した被災者の避難動向の把握やライフライン・インフラの被害・復旧に関する情報の共有を図るなど、災害時に国や地方公共団体、民間企業・団体等の間で、迅速かつ円滑に情報共有等を図る「災害情報ハブ」の仕組みを早急に構築すること。

特に、ICTやビッグデータを活用して避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を連携させた効果的な仕組みを整備すること。

2 災害予防・減災対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、事前防災及び減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、地域防災力の向上に対する支援、 半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした 防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む 防災対策を支援すること。

特に、地震対策の"入り口"と位置付けられる住宅の耐震化については、耐震化率の向上に向けた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

(2) 安全な避難空間の確保のための対策

障がい者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだけでなく、液体ミルクの配布など安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保を図ること。そのため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援を講じること。また、近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースの整備推進のための支援について充実を図ること。

大阪府北部を震源とする地震を踏まえて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政支援を行うとともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。また、外国人被災者(外国人住民・訪日外国人旅行者)などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

(3) 災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る 地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設と しての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難所となる施設、医療施設や社会福 祉施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部 材の耐震対策など災害の教訓に基づく対策を速やかに推進すること。

また、耐震改修促進法により耐震診断が義務付け対象となる建築物の更なる耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業の延長を行うこと。

さらに、大阪府北部を震源とする地震を踏まえて、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を行うこと。加えて、ライフライン(上下水道、ガス等)の強靱化に向け、法定耐用年数を超える上下水道管の更新・耐震化や、事業の広域化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

(4) 緊急輸送道路等の公共インフラの整備

緊急輸送道路や港湾施設、鉄道施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図るとともに、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地

域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

また、加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理・更新のため、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

さらに、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」の指定に当たっては、地域の意見を反映するとともに、指定された道路の整備については、補助事業等による重点支援を行うこと。

(5) 防災体制の整備及び災害対応の人材育成

ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化など、災害時に必要な防災体制の整備を図ること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、災害派遣医療チーム (DMAT) や災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) に止まらず、災害派遣福祉チーム (DCAT、DWAT) や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で実施すること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化すること。

(6) 孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のため の臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うこと。

(7) 災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や雪害、土砂災害等の予測精度の向上等を図ること。南海トラフ地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と段階的な運用により予測・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層(未確認断層を含む)の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。

3 多様な災害対策の推進について

近年、日本列島は地震と火山の活動期に入ったと言われており、地震・津波、火山噴火による災害が続いている。さらに、台風、線状降水帯の発生による記録的な豪雨等と様々な災害に見舞われていることから、災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対して的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 風水害対策

河川、ダムの整備をはじめ水害防止対策の推進を図ること。また、平成29年九州北部豪雨では、土砂災害にとどまらず、立木等も一体になって流下し、被害の拡大をもたらす流木災害も顕著であったことから、それを踏まえて砂防堰堤等を

含めたハード整備の予算拡充や補助率の嵩上げを図ること。同様に、平成30年7月豪雨では、土砂・流木の流出によって被害が発生したことから、土砂災害の専門家による調査などの技術支援を行うとともに、それを踏まえたハード・ソフト対策など総合的な対策を推進すること。さらに、「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「大雨特別警報」の発表により早期避難を徹底するため、気象庁による観測・予測技術の向上を図るとともに、適切な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を早期に見直すこと。加えて、住民の避難行動にも深く関連することから、警報を含め特別警報が持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。

(2) 火山防災対策

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、火山の観測や情報連絡体制、火山研究に関する人材育成などの一層の充実・強化を図るとともに、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。また、活動火山対策特別措置法の規定に基づく基本指針が示されたが、火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。併せて、退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、登山者等への効果的な情報伝達についても速やかに検討すること。

(3) 雪害対策

近年、豪雪による被害が相次ぐ中、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、今年は福井県での豪雪等による自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが発生したことを踏まえ、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、高規格幹線道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等により、広域除雪に対応できる強靭な道路ネットワークを構築するとともに、前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

(4) 大規模な火事災害対策

新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を踏まえ、木造建築物が密集する地域に おける大規模災害への対応を強化するため、火災延焼シミュレーションの高度化 に関する研究開発等が進められているものの、消防力の整備指針の見直し等を検 討するとともに、住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置を講じること。

4 発災後の総合的な復旧復興支援制度の確立について

1で述べた事前復興による取組のみならず、被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進し、加速化させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧復興基本法(仮称)を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源(復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む)を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、しかも円滑に進められるよう、東日本大震災や熊本地震対応のため講じられた特別な財政支援措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

(2) 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生 時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応するこ と。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。なお、現在、支給対象を大規模半壊から拡大する方向で検討しているところであり、国においても対象拡大について検討すること。

さらに、被災者生活再建支援基金については、東日本大震災や熊本地震などの 被災者への支援金の支払いが継続していることにより、基金残高が僅少となって いることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。基金への都道府県 による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じる こと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援や財政支援などを検討 すること。

(3)被災地の復興への支援

復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財

源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとらわれない規定を創設すること。

また、熊本城などの国指定重要文化財等で、復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、平成30年7月豪雨を踏まえ、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう、必要な支援を行うとともに、風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など観光産業に対する支援を行うこと。

(5) 災害救助法の見直し等

改正後の災害救助法の運用に関しては、大規模災害時に不可欠な都道府県の広域調整機能を確保するとともに、救助実施市の指定基準の具体化にあたっては、 客観的で適切な基準となるよう都道府県の意見を十分に反映させること。

また、広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。さらに、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。特に、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

(6) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し 災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、罹災証明 書の交付及び被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。近年の地震・風水害の 実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、更なる住家 被害認定調査の簡素化を図るとともに、被災者台帳システムに対し、構築と運用 に係る財源を含めた支援制度を充実すること。

併せて、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないよう、被害認定に係る指針の見直し等を図ること。

5 原子力災害対策の推進について

平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実 に向けた考え方 ~福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える~」の実施にあ たり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

- ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。
- イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や 新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制 委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い 議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準 や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断 に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するととも に、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

(2) 原子力防災対策の推進

- ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な 防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後 も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関 係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ外においても必要に 応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。 加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地 方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力 体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。
- イ 原子力災害対策指針においては、UPZ内外とも屋内退避が最も基本的な防護 措置とされているが、国は、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示す こと。

また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

- ウ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を 予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」 を検討する国の分科会において、引き続き関係自治体の意見を十分聴いた上で、 具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定 し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及 び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連

する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間 事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討 を進め、必要な対策を講じること。

- オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、 安定ヨウ素剤の緊急配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避 所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対 応すること。
- カ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的 に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域 的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、 避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備につ いて、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に 取り組むように指導すること。

併せて、都道府県域を超えるような広域的なUPZ内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

- キ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ク 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に 要する経費について、UPZ外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確 実に財源措置を行うこと。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

これまでになく緊迫していた北朝鮮情勢が、米朝首脳会談を契機に外交的に解決することをめざした動きも見られるものの、現時点では、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。

(2) 国民保護対策の推進

原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行う

など国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

さらに近年、世界各国でテロ等が多発しており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、その脅威は日本も例外ではない。国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、NBCRテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置を始め、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【地域情報化関係】

1 マイナンバー制度について

(1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が正しく深まらなければ、普及、定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」 を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき 事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。

その際には、各年齢層及び言語や環境による情報格差に応じて、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報に努めること。

(2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、法制度等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの事例やその原因、危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

(3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。

また、地方公共団体が引き続き実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるとともに、セキュリティに関する職員研修を実施する際の技術的助言等を行うほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

- (4) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や悪質商法、マイナンバーに絡めた特殊詐欺、マイナンバーや個人情報を騙し取る等の事案が発生していることから、引き続き総務省、内閣官房、消費者庁及び警察庁等が連携して様々な注意喚起及び情報提供を随時行うとともに、監視体制を確保し、特殊詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。
- (5) マイナンバー制度を円滑に運用するためには、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解が重要であることから、引き続き、所管省庁が参加した説明会や研修会を開催するとともに、随時マニュアルの追加・見直しを行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に 行えるよう国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会に対して、講師を無償で派遣すること。

(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たにシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施が発生した際には、それに要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

また、その際には、地方の意見を十分に反映させるほか、地方の準備期間が十分確保できるよう配慮すること。

なお、公的個人認証サービスの運営に当たり、都道府県に多額の経費負担が生じていることから、市区町村が地方公共団体情報システム機構に交付する認証業務関連事務交付金の算定方法を電子証明書の発行実績に加え、認証業務関連事務に要する経費も対象とするなど抜本的な見直しを図り、都道府県負担金の軽減措置を確実に講じること。

(7) 「情報提供ネットワークシステム」を利用した情報連携はマイナンバー制度の 柱であり、国や地方公共団体、医療保険者等の5千を超える関係機関の間で安全 かつ円滑に行われるよう、国が責任をもって情報提供ネットワークシステムの運 営及び監視を行うこと。

また、情報連携においては、膨大な国民の特定個人情報のやりとりが行われ、 国の関係省庁も多岐にわたることから、国においては、引き続き、全体を俯瞰す る責任者の下、障害発生時には迅速に原因究明や復旧ができるよう、強固な人員 体制等を構築するとともに、地方への支援体制を維持すること。

(8) 「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム」や「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」によるカードの各種利便性向上策については、セキュリティや費用対効果等の検証を重ねた上で、国民に対してその効用及び安全性を分かりやすく周知・広報するとともに、利用者にとって使い勝手がよいものとなるよう、創意工夫を図ること。

また、利用時には、混乱が生じないよう一元的な窓口によるサポート体制を充 実させること。

なお、マイナンバーカードの発行手数料については引き続き国が負担し、カードの多目的利用、マイナポータルやマイキープラットフォームの機能充実・拡大に伴い地方公共団体で対応を要する事項については、国による財政措置を含めた支援を行うこと。

- (9) マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、聖域を設けることなく検討を進めるとともに、国民の理解を求めること。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議し、新たな制度施行のための事前準備に十分な時間を確保するなど、適切に対応すること。
- (10) マイナンバー制度に関して、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の 求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡 協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。 特に、地方側で対応が必要となる作業等の情報については、内閣官房や総務省

の責任の下で、全省庁分を一元的に集約・管理し、地方の準備期間が十分確保で きるよう迅速かつ適切な情報提供を行うこと。

2 官民データ活用の本格展開について

- (1) 官民データ活用の理解促進・意識醸成を図るため、データ活用の効果や重要性等について広くPRするなど、国主導による情報発信を強化すること。
 - また、官民データの効果的な活用を推進するため、国において必要な環境整備を引き続き行うこと。
- (2)企業等保有データを含む多様な官民データ活用を実証し、地方にも活かせる優良事例を導出するとともに、地方展開に向け積極的に取り組むこと。
- (3) 各都道府県が策定する「官民データ活用推進計画」の実効が伴うよう、地方公共団体への支援制度の充実等に必要な予算を確保すること。

3 地域 I o T 実装の推進について

(1)地域の活性化や課題解決を図る地域 I o T 実装を加速させるため、Wi-Fi の整備や5Gの実現等、IoTを支える基盤となるネットワークの環境整備を進めるとともに、地域の体制整備やIoT 実装の具体的な計画策定への支援、地域の先進的な取組や、実証されたモデルの横展開の取組を促進する助成制度などの拡充を図ること。

また、ICT人材が不足する地域におけるIoT実装を後押しするため、メンターや専門家派遣、地方自治体と民間企業等間の人材交流、地方自治体職員、地域住民等に対する教材の開発・研修の実施、事業パートナーとのマッチング機会創出などの取組など、人材の育成・活用に対する支援の充実を図ること。

(2) 安心して地域 I o T 実装を進めることができる環境の創出に向け、 I o T 機器メーカーをはじめ、システム構築業者、サービス提供者、ユーザーなどの I o T 関係者を対象とするセキュリティ対策を早急に国において確立し、その成果の共有を図ること。

<u>4 自治体クラウドの推進について</u>

- (1) 自治体クラウドの導入を推進するに当たっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、引き続き、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を引き続き実施すること。
- (2) 自治体クラウドの導入に必要となる基盤構築に要する費用や、既存システムの

中途解約に伴う違約金等のイニシャルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、引き続き、国において適切な財政措置を講じること。 また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置を講じること。

(3) 自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

5 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 自治体の情報セキュリティ対策を強化し、実効性のあるものとして機能するよう、「自治体情報システム強靱性向上」の取組や、「自治体情報セキュリティクラウド」の運用及び新たな脅威に対するための機能追加等に要する経費について、必要な財源措置を確実に講じるとともに、「自治体情報セキュリティクラウド」に係る国、都道府県、市区町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。
- (2) 新たに導入した自治体情報セキュリティ対策により、情報セキュリティ水準の向上という面では一定の成果は上げられた。しかし、業務利便性が著しく低下し、働き方改革に逆行するという新たな課題が生じている。こうした課題を解決できるよう、地方自治体の意見を聴きながら、国が主体的に取り組むこと。
- (3) 現状の自治体情報セキュリティ対策は、その実現方法が都道府県により異なり、機能やセキュリティ水準・運用等に違いがあるため、総合行政ネットワーク(LGWAN)に被害が及ぶことがないよう、強固な情報セキュリティ対策を適正なコストで実現できる全国共通の仕組みづくりを、地方自治体の意見を聴きながら、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (5) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成 27 年 3 月版)」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」に準拠した情報セキュリティポリシーを実施するにあたっては、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。
- (6) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、未知のウイルスにも 対応可能となる高度なセキュリティ対策の調査・研究を行うとともに、具体的な

対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めること。

また、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる技術的・物理的・人的対策並びに訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

6 地域情報化の推進について

- (1)地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないよう、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する財政措置を含む支援策を講じること。
- (2)携帯電話不感地帯解消に向け、市町村等の整備要望に対応できるよう「携帯電話等エリア整備事業」の予算を十分に確保するとともに、通信事業者の設備投資 を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。
- (3) 情報通信審議会の答申を踏まえ、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて 見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持 管理を対象とすること。
- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。
- (5)自治体のICT部門におけるBCP(事業継続計画)対策を進めていくために、 必要な支援策を講じること。

7 地上デジタル放送に係る必要な措置について

(1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている 地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き 実施すること。

特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

(2) 地上デジタル放送難視対策により恒久的対策を実施した施設等の維持管理費等 に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について、電波利用料財源の活用などに より軽減を図ること。

8 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイト等を介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、被害防止に有効な技術開発やその普及促進について事業者への働きかけを引き続き行うとともに、青少年や保護者に対する広報啓発、相談体制の整備など、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための有害環境対策を推進すること。

また、近年増加傾向にある「自画撮り被害」を防ぐため、悪質な要求行為に対する法規制など必要な措置を早急に講じること。

【地方公会計・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

<u>1 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会</u> 計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うこと。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治 法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成27年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の推進について」の通知により、下水道事業等において平成27年度から平成31年度までの5年間で、地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行するよう、要請があったところである。その移行に当たっては、地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

2 地域国際化の推進について

(1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、帰国・外国人、外国にルーツを持つ児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。

とりわけ、医療や災害対応については、生命や健康にかかわる問題であることから、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度を導入するとともに、多言語・やさしい日本語による災害関連情報の提供支援を行うこと。

- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援(入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化)を推進拡充すること。
- (3) JICAボランティアは、日本国として、開発途上国の経済・社会の発展等の草の根レベルでの相互理解を増進し、ひいては世界平和にも大きく貢献するものである。官民問わず多様な主体による持続可能な国際貢献の取組みが求められている中、「民間連携ボランティア制度」、「現職参加制度」及び「現職教員特別参加制度」は、民間企業や地方公共団体の職員の国際協力への参画を後押しするものであることから、これらの制度における人件費補てんについて、引き続き十

分な財政措置を講じること。

- (4) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。
- (5) 地方警察官の増員を図るなど、来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約(協定)」の締結相手国の拡大を図ること。
- (6) 国際定期便・チャーター便の就航、国際ビジネス機の飛来及び外航クルーズ船の寄港など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のCIQ(税関・出入国管理・検疫等)体制の更なる整備・充実を図るとともに、国と地方の役割分担を前提として、大型クルーズ船寄港時など一定の場合には、所定の研修を受けた地方公共団体の職員等がCIQ業務を補助できる制度等を創設すること。

3 基地対策の推進について

- (1)米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。また、基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方自治体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。
- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境法令等国内法が遵守されるよう見直すこと。

また、平成27年9月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、 環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、 返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策 の強化が着実に図れるよう努めること。

(3) MV-22、CV-22オスプレイをはじめとする米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査と事前情報提供を行った上で、関係地方公共団体や地域住民の不安が払拭されないまま実施されないよう措置すること。

また、米軍基地に配備されているヘリコプター等の航空機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低

周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

- (4) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の 航空交通管制業務の見直しを進めること。
- (5) 米軍航空機による事故に関して、次のとおり米側に申し入れること。

米軍航空機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

米軍航空機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、実効性ある再発防止策を講じること。

事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。 また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊 重すること。

米軍航空機の事故原因や再発防止策、安全性の検証結果については、その内容 を速やかに公表すること。

(6) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に 講じるよう米側に申し入れること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」 を設置すること。

なお、平成29年1月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(7) 重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

<u>4 北方領土及び竹島問題の早期解決について</u>

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期 返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の 促進を図ること。

5 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局は、平成26年5月の日朝合意に基づく北朝鮮による包括的かつ全面的な拉致被害者の調査を約束したものの、平成28年2月に調査の全面的な中止と特別調査委員会の解体を発表し、その後拉致問題に係る進展は見られない。

それに加え、相次ぐ核実験及び弾道ミサイルの発射を繰り返し、国際社会に対し 一層挑発行為を激化させてきたが、国際社会による厳しい圧力を受け、今年2月に 韓国で開催された平昌オリンピックを契機に、対話路線に転換し、中国、韓国及び 米国と相次いで首脳会談を行ってきている。

拉致被害者及びそのご家族は高齢となり、一刻の猶予も許されない。

政府においては、引き続き拉致問題を最優先課題として主体的に取り組み、米国、韓国、中国、ロシアをはじめ関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、 拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の疑いが排除され ない行方不明者の早期帰国等の実現を図ること。

北朝鮮への圧力を継続しつつ、北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩し 交渉のテーブルに就かせるための粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据 え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

日朝首脳会談の開催時期については、全ての拉致被害者等の帰国実現が期待できる局面で開催するよう交渉し、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を 行わないとの方針を堅持すること。

米国及び韓国と連携し、両国が北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き拉致問題を議題として取り上げるよう働きかけること。

また、行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

さらに、拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救 出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できな い方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害 者として認定すること。

6 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

また、日本近海を航行する船舶について、PI保険に加入するよう近隣諸国に要請するとともに、PI保険が機能しなかった場合も想定した対応策を講じること。

なお、制度確立までの間に地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、撤去等に多額の費用を要するため、PI保険会社等により補填されない差額部分について、国による費用負担の支援充実を図ること。

7 漂着船等に対する万全な対策について

昨今、北朝鮮からとみられる木造船等が我が国に漂流、漂着する事案が増加して おり、乗組員による領土への上陸も確認されている。

地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政支援措置を拡充すること。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が引き続き行われている。 全国知事会では、これまで、平成25年1月に「道州制に関する基本的考え方」 を、平成25年7月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当 たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興をはじめ、経済の再生、 エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、 近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫 られている。それだけに今、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、 道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、 国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜 本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

ついては、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を 具体的かつ明確に示さなければならない。
- ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を 踏まえ、道州制の必要性を示すこと
- ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
- ③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
- ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を 通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
- ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双 方のあり方を見直す抜本的な改革であること
- ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。

- ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
- ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり 方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論 を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
- ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
- ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
- ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について 十分に議論すべきである。
- ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
- ② (仮に現行の市町村のままであるなら、)基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
- ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
- ④ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
- ① 現在、国・地方の歳出約185兆円に対し、税収は約98兆円(国約59兆円、地方約39兆円)という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
- ② 現在、国は約915兆円、地方は約192兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合、九州広域行政機構(仮称)等の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移管すること
- ③ 提案募集方式による地方からの提案について、国が直接執行する事業の運用改善など提案対象の拡大を図るとともに、積極的に検討を行い、できる限り実現を図ること

全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」の速やかな見直しや地域交通に関する事務・権限の移譲等について集中的に議論すること

- ④ 憲法92条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在是正など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- ⑤ 税源移譲を含め、国と地方の税財源配分の見直しを進めるとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること

また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた 抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政 運営ができるよう地方一般財源を充実すること